

地

域

猫

活

動



により、
問題の解決を目指してみませんか？

地域猫活動とは？

地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざす活動です。野良猫の不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。

地域猫活動を茨城県がサポート！

茨城県では、市町村が介入し、地域住民の理解が得られ、地域猫活動を実践していく地域猫活動グループに対して次の支援を行います。詳細はお問合せください。

◎技術的支援（説明会への参加、啓発資材の配布、猫の捕獲機の貸与など）

◎不妊去勢手術費の支援

※好評につき、現在は募集を一時休止しています。再開する場合は広報などでお知らせします。



地域猫活動を始めようか悩んでいる方へ…

- ・猫の数をこれ以上増やさないためには、不妊去勢手術が有効です。手術をした猫は、性格が穏やかになり、ケンカやマーキングが減ります。
- ・エサの管理、トイレの設置を行うことで、ゴミ荒らしや糞尿被害が減ります。
- ・野良猫は地域の問題であり地域全体での取り組みが必要です。快適な生活環境を目指してみませんか？

■詳細・問合せ

茨城県福祉部生活衛生課 動物愛護担当 ☎029-301-3414、FAX：029-301-0800
役場生活環境課 ☎029-885-0340

茨城県 地域猫活動

検索

飼い猫は
室内飼養に
努めましょう

＼ごみの野焼きは禁止されています！／

最近、役場生活環境課に「家の近くでゴミを燃やしていて臭いがする」との苦情が多数寄せられています。

ゴミを「野焼き」することは、許可を受けている焼却施設、一部の例外規定を除いて「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。十分な設備を持たない簡易焼却炉・ドラム缶・ブロック積みでゴミを焼却することも野焼きです。

「野焼き」は、周囲にお住まいの方々に「悪臭がする」「洗濯物が汚れる」などの被害を及ぼすことがあるほか、ダイオキシン類の発生源となつて、環境汚染の原因にもなります。さらに、火災につながる危険もありますので、「野焼き」は絶対にやめましょう。



▼不法投棄・野焼きを見つけたら不法投棄110番（☎0120-536-380）へ！

受付時間：平日の午前8時30分～午後5時15分

※受付時間外は稲敷警察署 ☎029-893-0110まで

■問合せ 生活環境課 ☎029-885-0340